

## 2018年度介護報酬改定の全容が明らかに

### 第158回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年1月26日（水）16：00～19：00

1月26日に開催された第158回介護給付費分科会では、各サービスで改定される基本報酬単価や加算・減算単価の具体的な案の内容が明らかになりました。

#### 審議報告案の主な内容（会員生協主要事業に関する部分を抜粋）

##### 1. 訪問介護

■「身体介護中心型」は微増、「生活援助中心型」は微減。

##### ・【身体介護中心型】

▼「所要時間20分未満」165単位／回（現在と比べて変化なし）▼「所要時間20分以上30分未満」248単位／回（同3単位・1.2%増）▼「所要時間30分以上1時間未満」394単位／回（同6単位・1.5%増）▼「所要時間1時間以上1時間30分未満」575単位／回（同11単位・2.0%増）▼「所要時間が1時間から30増すごとの加算」83単位（同3単位・3.8%増）

##### ・【生活援助中心型】

▼「所要時間20分以上45分未満」181単位／回（同2単位・1.1%減）▼「所要時間45分以上」223単位／回（同2単位・0.9%減）

※生活援助専門の担い手に係る資格研修課程は4月に創設。

##### ■集合住宅居住者に対する訪問系サービスへの減算（集合住宅減算）が厳格化

・集合住宅減算は、マンションのような一般住宅に住む利用者であっても減算適用へ  
・「事業所と同一敷地内または隣接敷地内に所在し、50人以上の利用者が居住する建物」に住む利用者への訪問では、所定点数が15%（現在は10%）減算へ

##### 2. 通所介護

##### ■基本報酬を1時間刻み、大規模事業所は報酬下げ

例示：7～9時間未満、要介護1の場合

##### ・【地域密着型】（事業所の利用定員18人以下）

▼「7時間以上8時間未満」735単位／回（現在と比べて増減なし）▼「8時間以上9時間未満」764単位／回（同29単位・3.9%増）

##### ・【通常規模型】（事業所の前年度の平均利用延人数が月301～750人）

▼「7時間以上8時間未満」645単位／回（同11単位・1.7%減）▼「8時間以上9時間未満」656単位／回（同増減なし）

##### ・【大規模型(I)】（事業所の前年度の平均利用延人数が月751～900人）

▼「7時間以上8時間未満」617単位／回（同28単位・4.3%減）▼「8時間以上9時間未満」634単位／回（同11単位・1.7%減）

##### ・【大規模型(II)】（事業所の前年度の平均利用延人数が月901人以上）

▼「7時間以上8時間未満」595単位／回（同33単位・5.3%減）▼「8時間以上9時間未満」611単位／回（同17単位・2.7%減）

その他のサービスの改定内容についても順次、確認していきます。

分科会資料が公開されていますので、以下厚生労働省サイトよりお読み取り下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192309.html>

その他過去の開催資料は、下記、厚生労働省HPをご覧ください  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187139.html>